

特許庁委託事業

ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

第1 はじめに

本報告書は、ASEAN10 箇国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）における発明・創作に基づく権利帰属の考え方、職務発明・職務創作制度並びに発明報奨の法令及び実態に関する情報収集の結果を報告するものです。

第2 調査結果

1. ブルネイ

(1) 発明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（ブルネイ特許法（"Patents Order, 2011"）第 19 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、ブルネイ特許法第 50 条に職務発明に関する規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

従業者がなした発明が、(i) その通常の業務、または、通常の業務範囲外であるが特に割り当てられた業務の過程でなされた場合であって、これらの業務から当該発明がなされることが合理的に予測できる場合、または、(ii) その業務の過程においてなされ、発明時において当該業務の性質や当該業務の性質から生じる責任のために使用者の利益を促進する特別な義務を追っている場合、当該発明に係る権利は使用者に帰属し（ブルネイ特許法第 50 条第 1 項）、これ以外の発明に係る権利は従業者に帰属します（ブルネイ特許法第 50 条第 2 項）。

④ 発明報奨制度の法令と実態

ブルネイ特許法に発明報奨についての規定はなく、発明報奨を支払う運用もなされていないようです。

(2) 創作

① 意匠の創作に伴う権利の帰属

意匠の創作は、意匠権として保護され、原始的には、意匠権を受ける権利は創作者に帰属します（ブルネイ意匠法（"Emergency (Industrial Designs) Order 1999"）第 8 条）。

- ② 職務創作制度の有無
職務創作制度は存在しません。

- (3) 小発明
ブルネイにおいて、小発明に関する保護規定はありません。

2. カンボジア

(1) 発 明

- ① 発明に伴う権利の帰属
発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（カンボジア特許法（Law on the Patents, Utility model Certificates and Industrial Designs）第 10 条）。
- ② 職務発明制度の有無
職務発明制度は存在し、カンボジア特許法第 14 条に規定があります。
- ③ 職務発明の要件と効果
発明が雇用契約の履行中に行われた場合は、別段の契約条項がない限り、特許を受ける権利は使用者に帰属します。
- ④ 発明報奨制度の法令と実態
カンボジア特許法に発明報奨についての規定はなく、発明報奨を支払う運用もなされていないようです。

(2) 創 作

意匠の創作は意匠権として保護されることが、カンボジア特許法第 5 章（第 89 条から第 113 条）に規定されています。意匠権を受ける権利については、第 94 条において特許の規定である第 10 条から第 15 条を準用しています。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

(3) 小発明

小発明は、実用新案として保護され、その保護のための証明書として実用新案証が発行されることが、カンボジア特許法第 3 章（第 69 条から第 76 条）に規定されています。実用新案証を受ける権利については、第 70 条において特許の規定である第 10 条から第 15 条を準用しています。従いまして、実用新案証を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

3. インドネシア

(1) 発 明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（インドネシア特許法（Law No.14 of August 1, 2001 regarding Patents）第 10 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、インドネシア特許法第 12 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

雇用契約において別段の定めがない限り、なされた発明に対して特許を受ける権利を有するのは使用者になります。雇用契約が発明をなすことを義務付けていないとしても、発明者の職務において利用できる資料及び設備を使用してなされた発明は職務発明として取り扱われます。

④ 発明報奨制度の法令と実態

発明者は、当該発明から得られる経済的利益を考慮して、相当な対価を受け権利を有します（インドネシア特許法第 12 条第 3 項）。相当の対価の額は関係当事者によって定められるものとされ、合意が得られない場合は商務裁判所がそれに対する判決を与えることができます。対価の支払い方法は、定額又は一括報酬、歩合、又はそれらの組み合わせなど、両者が合意できれば様々な支払い態様が採用されうると規定されています（インドネシア特許法第 12 条第 4 項第 5 項）。

なお、相当の対価の支払いの実態については情報が公開されていません。

(2) 創 作

① 意匠の創作に伴う権利の帰属

意匠の創作は、意匠権として保護され、原始的には、意匠権を受ける権利は創作者に帰属します（インドネシア意匠法（Law No.31 of December 20, 2000 regarding Industrial Designs）第 6 条）。

② 職務創作制度の有無

職務創作制度は存在し、インドネシア意匠法第 7 条に規定があります。

③ 職務創作の要件と効果

意匠が他の者との関連で職務としてその労働環境において創作された場合は、意匠を創作させた者が意匠権者となります。この規定は、職務の中でなされた注文に基づいて他の者が創作した意匠についても適用されます。

④ 創作報奨制度の法令と実態

インドネシア意匠法に創作報奨についての規定はなく、創作報奨を支払う運用もなされていないようです。

(3) 小発明

小発明は、小特許として保護されることが、インドネシア特許法第 104 条から第 108 条に規定されています。小特許を受ける権利については、第 104 条において特許の規定が原則として小特許についても準用されることが規定されているため、特許に準じます。

4. ラオス

(1) 発 明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護されますが、特許を受ける権利の帰属について明文の規定はありません。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、ラオス知的財産法 (Intellectual Property Laws) 第 44 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

産業財産権者により発明又は意匠の製作のため雇用された場合、特段の定めがない限り、産業財産権は雇用者に属するとの規定があります。

④ 発明報奨制度の法令と実態

ラオス特許法に発明報奨についての規定はなく、発明報奨を支払う運用もなされていないようです。

(2) 創 作

意匠の創作は、意匠権として保護されますが、特許と同様に、意匠権を受ける権利の帰属については明文の規定がありません。職務発明制度の規定であるラオス知的財産法第 44 条は、産業財産権全般についての規定であり、意匠権は産業財産権に含まれます (ラオス知的財産法第 3 条第 3 号)。従いまして、職務創作については、特許に準じます。

(3) 小発明

小発明は、小特許として保護されることが、ラオス知的財産法第 3 条第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 14 条に規定されています。特許と同様に、小特許を受ける権利

の帰属については明文の規定がありません。職務発明制度の規定であるラオス知的財産法第 44 条は、産業財産権全般についての規定であり、小特許権は産業財産権に含まれます（ラオス知的財産法第 3 条第 3 号）。従いまして、職務考案については、特許に準じます。

5. マレーシア

(1) 発 明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（マレーシア特許法（Patents Act）第 18 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、マレーシア特許法第 20 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

雇用契約において別段の定めがない限り、その雇用契約の履行によって行われた発明に関して特許を受ける権利は、使用者に属するものとみなされます。

雇用契約上、発明活動に従事する義務を負わされていない従業者が、その使用者から使用を委ねられている情報又は手段を使用し、使用者の業務分野における発明をしたときも、その発明に関して特許を受ける権利は、使用者に属するものとみなされます。

④ 発明報奨制度の法令と実態

マレーシア特許法第 20 条に、職務発明をなした場合に受けることができる相当の対価について規定があります。

雇用契約に発明をなすことが含まれていれば、その雇用契約が締結されたときに当事者が合理的に予想する範囲をはるかに超える経済的価値を獲得した場合は、発明者は公正な報酬を受ける権利を有するものとされ、当事者間に合意が成立しない場合は、裁判所がその報酬を定めることができるものとされており

ます。雇用契約に発明をなすことが含まれていない場合には、発明をなした時点で公正な報酬を受ける権利を有するものとされ、当事者間に合意が成立しない場合には、裁判所が従業者の給与、その発明の経済的価値及び使用者がその発明から得る利益を考慮して定めるものとされており

ます。なお、相当の対価の支払いの実態については情報が公開されておりません。

(2) 創 作

① 意匠の創作に伴う権利の帰属

意匠の創作は、意匠権として保護され、原始的には、意匠権を受ける権利は創作者に帰属します（マレーシア意匠法（Industrial Designs Act）第 11 条）。

② 職務創作制度の有無

職務創作制度は存在し、マレーシア意匠法 10 条に規定があります。

③ 職務創作の要件と効果

意匠が金銭又は金銭的価値を以てする委託の遂行により創作される場合は、当該意匠を委託する者は、当事者間に別段の合意があれば、これに従うことを条件として、意匠の原所有者として扱われます。

これに該当しない場合において、意匠が職務遂行中の従業者により創作されるときは、当該従業者の使用人は、当事者間に別段の合意があれば、これに従うことを条件として、意匠の原所有者として扱われる。

④ 創作報奨制度の法令と実態

マレーシア意匠法に創作報奨についての規定はなく、創作報奨を支払う運用もなされていないようです。

(3) 小発明

小発明は、実用新案として保護されることが、マレーシア特許法第 IVA 部（第 17 条から第 17C 条）に規定されています。実用新案を受ける権利については、第 17A 条において特許の規定である第 18 条から第 22 条を準用しています。従いまして、実用新案を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

6. ミャンマー

特許法・意匠法が未施行のため、職務発明・職務創作に関する規定も運用されておられません。

7. フィリピン

(1) 発 明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（フィリピン知的財産法（Intellectual Property Code of the Philippines (Republic Act No.8293)）第 28 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、フィリピン知的財産法第 30 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

発明行為がその正規の職務の一部ではない場合は、従業者が使用者の時間、設備及び材料を使用する場合であっても特許は従業者に帰属します。

発明が従業者に正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示の又は暗黙の合意がない限り特許は使用者に帰属します。

④ 発明報奨制度の法令と実態

フィリピン知的財産法に発明報奨についての規定はなく、発明報奨を支払う運用もなされていないようです。

(2) 創作

意匠の創作は、意匠権として保護されることが、フィリピン知的財産法第 112 条から第 120 条に規定されています。意匠権を受ける権利については、第 119 条において特許の規定である第 28 条及び第 30 条を準用しています。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

(3) 小発明

小発明は、実用新案として保護されることが、フィリピン知的財産法第 108 条から第 111 条に規定されています。実用新案権を受ける権利については、第 108 条において特許の規定である第 28 条及び第 30 条を準用しています。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

8. シンガポール

(1) 発明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（シンガポール特許法（Patents Act (Chapter 221)）第 19 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、シンガポール特許法第 49 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

次の場合に職務発明であるとみなされます。

- (i) 発明が従業者の通常の職務の過程又は通常の職務外であるが特別に割り当てられた職務の過程で行われ、かつ、職務遂行の結果として発明が期待されて当然であった場合。
- (ii) 発明が従業者の職務の過程で行われ、かつ、発明が行われた時点で、従業者の職務の性質上、使用者の事業の利益を促進する特別の義務があった場

合。

④ 発明報奨制度の法令と実態

シンガポール特許法に発明報奨についての規定はなく、発明報奨を支払う運用もなされていないようです。

(2) 創 作

① 意匠の創作に伴う権利の帰属

意匠の創作は、意匠権として保護され、原始的には、意匠権を受ける権利は創作者に帰属します（シンガポール意匠法（Registered Design Act (Chapter 226) 第4条））。

② 職務創作制度の有無

職務創作制度は存在しません。

(3) 小発明

シンガポールにおいて、小発明に関する保護規定はありません。

9. タイ

(1) 発 明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（タイ（Patent Act B.E. 2522）特許法第10条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、タイ特許法第11条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

雇用契約又は一定業務の遂行を目的とする契約の下でなされた発明の特許を出願する権利は、その契約に特に定めがない限り使用者又は業務委託者に帰属するものとされております。

この規定は、雇用契約上従業者が発明活動を行うことを義務付けられてはいないものの、雇用契約に基づき自由に利用することのできる手段、データ又は報告を使用して発明を行った場合にも適用するものとされております。

④ 発明報奨制度の法令と実態

タイ特許法第12条に、職務発明をなした場合に受けることができる相当の対価について規定があります。

雇用契約に発明をなすことが含まれていれば、従業者の行った発明から使用者が利益を受ける場合は、通常の賃金の他に報酬を受けることができます。

雇用契約に発明をなすことが含まれていない場合にも、従業者は報酬を受けることができます。

この報酬の請求は、省令の規則及び省令に定める手続に従い特許庁長官に提出しなければならないとされており、特許庁長官は、従業者の賃金、発明の重要性、発明から派生したか又は派生が見込まれる利益及び省令に規定する他の状況を斟酌して従業者に適当と思われる報酬額を定める権限を有するものとされており、

なお、相当の対価の支払いの実態については情報が公開されていません。

(2) 創作

意匠の創作は、意匠権として保護されることが、タイ特許法第 56 条から第 65 条に規定されています。意匠権を受ける権利については、第 65 条において特許の規定である第 10 条及び第 11 条を準用しています。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

(3) 小特許

小発明は、小特許として保護されることが、タイ特許法第 65 条の 2 から第 65 条の 10 に規定されています。小特許を受ける権利については、第 65 条の 10 において特許の規定である第 10 条及び第 11 条を準用しています。従いまして、小特許を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

10. ベトナム

(1) 発明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（ベトナム知的財産法（Intellectual Property Law）第 86 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、ベトナム知的財産法第 86 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

政府は、国家予算からの資金並びに物的及び技術的施設を使用することによって創作された発明の登録を受ける権利を有するとされており、

それに反しない範囲であり、当事者による別段の合意がなければ、資金及び物的施設を、創作者に対し、職務割当又は雇用の形態で投資した組織又は個人も発明の登録を受ける権利を有するとされており、

④ 発明報奨制度の法令と実態

ベトナム特許法には発明報奨に関する規定はありません。

しかしながら、相当の対価については支払いの実績があり、特許発明の実施から得られる利益の 10%、若しくは得られるライセンス料の 15%程度が相場とされておりま

(2) 創 作

意匠の創作は、意匠権として保護されることが、ベトナム知的財産法第 63 条から第 67 条に規定されています。一般的な発明の帰属及び職務発明について規定しているベトナム知的財産法第 86 条は、発明の他に意匠についても同様に規定しております。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

(3) 小発明

小発明は、実用新案特許によって保護されることが、ベトナム知的財産法第 58 条第 2 項に規定されています。実用新案特許及び発明特許は、共に発明を対象にしているものとして取り扱われていますので、ベトナム知的財産法第 86 条の規定が実用新案特許にも適用されます。従いまして、実用新案特許を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

以 上

特許庁委託

ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。